

第3章 特記仕様

熊本市東部堆肥センターの維持管理に関する業務詳細

- (1) 清掃業務
- (2) 機械警備業務
- (3) 空調設備保守点検業務
- (4) 自家用電気工作物保安点検業務
- (5) 廃棄物処理業務
- (6) 消防設備保守点検業務
- (7) 除草業務
- (8) A E D（自動体外式除細動器）保守点検業務
- (9) 合併浄化槽保守点検業務
- (10) 固液分離設備保守点検業務
- (11) スクリュー型発酵攪拌設備保守点検業務
- (12) 破碎設備保守点検業務
- (13) 脱臭設備保守点検業務
- (14) 袋詰設備保守点検業務
- (15) 周辺環境調査・水質検査業務
- (16) 重機保守点検業務
- (17) 堆肥散布機器保守点検業務
- (18) トラックスケール設備保守点検業務
- (19) 電動シャッター等保守点検業務
- (20) スラリー槽清掃業務

(1) 清掃業務仕様書

1 目的

敷地内及び建物内の清掃等により、利用者等に対して快適で安全な施設環境を提供し、また、施設の機能が適正に維持されることを目的とする。

2 業務の範囲・内容

(1) 業務対象箇所は次のとおりとする。

ア 敷地面積 17,336 m²

イ 建物延床面積 建物本体 6,137 m²

ウ 主な清掃部分 下表のとおりとする

区分			材質
屋内部分	管理事務所	事務室、会議室、資材倉庫、通路、湯沸室、倉庫、洗面室、脱衣所、トイレ	ビニール床
		玄関	モルタル
		多目的トイレ	タイル
		シャワー室	F R P
	堆肥製造棟	通路、スラリー投入場	コンクリート他
	堆肥保管棟	通路、袋詰設備置場	コンクリート
	車庫	駐車スペース	コンクリート

区分			材質
屋外部分	スロープ、ポーチ		モルタル
	足洗場		コンクリート
	管理道路		アスファルト
	側溝		コンクリート
	駐車場		アスファルト
	緑地帯		芝
	調整池		コンクリート
	貯水槽		F R P
	消毒槽		コンクリート
	カーブミラー		金属製

(2) 業務の内容等については次のとおりとする。

ア 日常・定期清掃

(ア) 利用者が快適に使用できるよう、また、施設が十分機能できるよう、日常的又は

定期的に必要な清掃を行うこと。

(イ) トイレについては、清掃とともにトイレットペーパーや石けん等の補充を行うこと。

(ウ) できるだけ利用者が少ない時間帯に行い、施設の利用を妨げないよう配慮すること。

(エ) 収集したごみは、分別したうえ、所定の集積所まで運搬し、適正に処理を行うこと。集積所は不衛生にならないよう留意すること。

イ 貯水槽清掃

(ア) 貯水槽の清掃については、年に1回以上、ブラシ、ウエス、高圧洗浄機等で水槽内、パイプ等の洗浄を衛生的に行うこと。

(イ) 水槽及び付属設備機器に異常がないかを確認すること。異常が確認された場合は、補修等必要な処置を施すこと。

(ウ) 残留塩素濃度（0.1 mg/L以上）が確認できるよう薬注ポンプを管理すること。

(エ) 清掃後に、残留塩素濃度を簡易測定すること。

ウ 消毒槽

(ア) 消毒液は車両への影響が少ない逆性石鹼と消石灰を使用すること。

(イ) 消毒槽の消毒液（消毒槽内の土砂を含む。）については、月に2回以上、可搬ポンプを使用してポリ容器に回収し、回収後は消毒槽に消毒液を補充すること。
なお、pHが高アルカリ性を示しているときは、中和剤により事前に中和し、回収作業を行うこと。

エ カーブミラー

敷地北東角及び入口対向地のカーブミラーは、向きが適切かどうか確認し、必要に応じて調整すること。また、汚れが目立つ場合は、拭き取ること。

オ その他

開場日において、敷地内及び建物内を巡回して、ごみが散乱していないこと、不審物等が存在しないことを確認すること。

3 業務報告及び書類の保管

業務報告書及び記録等を保管すること。また、市担当者から業務報告書の提出を求められた場合は直ちに応じること。

(2) 機械警備業務仕様書

1 目的

センターの施設について、火災、盗難、破壊その他の加害行為を予防、発見、防止し、人命財産の保護及び風紀、規律の維持に努め、施設の安全かつ円滑な管理に寄与することを目的として、業務従事者が不在の時間帯の機械警備を行う。

2 警備対象施設

センター建物本体

3 業務内容

- (1) 火災、盗難及び破壊行為の予防と早期発見並びに拡大防止
- (2) 停電及び機器故障時における連絡
- (3) 事故確認時における関係機関への通報連絡
- (4) 事故報告書の提出、機器の保守点検
- (5) その他警備に付随する必要な事項

4 警備概要

(1) 警備体制

- ア 警報機器を設置し、当該機器で感知される異常の有無を自動的に表示する機械を用いた機械警備を行う。
- イ 警備実施時間において、警備対象施設の異常を常に監視するとともに、警備担当員と連絡を保ち、当該施設の安全を図る。
- ウ 前々項に定める方法等により警備対象施設に異常を感知した時は、感知したときから25分以内に警備担当職員を現地へ到着できるようにすること。
- エ 事故発生の際は、速やかに市及び関係機関に連絡し必要な措置をとるとともに、後日、書面をもって報告する。

(2) 警備実施期間

- ア 開場日（下記の休場日を除く）
0:00 ～8:30、17:15 ～24:00
- イ 休場日（毎週日曜日及び12月29日～1月3日）
0:00 ～24:00（日曜出勤時間帯を除く。）

- (3) 警備の実施時間について、特に変更の必要が生じたときは、事前に調整する。
- (4) 警備の実施に当たり警備計画書を作成し、これに基づく警備を実施する。
- (5) 警備に使用する回線は、専用回線とする。

5 警備機器の仕様

- (1) 警備機器は警備対象施設及びこれに付随する建物並びに所属する各物件の保全に十分な機能を有し、次に掲げる要件を備えること。

- ア 警備対象施設における火災の発生又は火災の発生する恐れのあるものを的確かつ早期に発見する機能
- イ 警備対象施設における窓、扉等の開閉及び破壊等を感知し、外部からの侵入を的確かつ早期に発見する機能
- ウ 警備対象施設に侵入した者を的確かつ早期に発見し、盗難及び不正行為を予防する機能
- エ 警備対象施設における、停電及び設備故障を発見する機能

(2) 警備機器の正常な機能を維持するために保守点検を行うこと。

6 業務報告及び書類の保管

業務報告書及び記録等を保管すること。また、市担当者から業務報告書の提出を求められた場合は直ちに応じること。

(3) 空調設備保守点検業務仕様書

1 業務の目的

センターに設置した空調設備を定期的に点検及び運転調整業務を行い、正常かつ良好な作業環境を維持することを目的とする。

2 保守対象設備

ルームエアコン 2台

3 設備保守内容

以下の項目の保守点検（簡易点検）を行うこと。

(1) 設備の外観

(2) 異常振動・異常運転音

(3) 機器及び機器周辺の油のにじみ

(4) 機器のキズ

(5) 冷媒配管及び熱交換器の腐食、錆

(6) 熱交換器の霜付き

(7) フィルターの清掃

4 一般的事項

(1) 業務実施中に各機器の部品の取替え、その他修理を要する箇所を発見した場合は、直ちに適切な処理を講じること。

(2) 空調機器が常に正規の状態にあることに留意し、万一事故等により設備に影響を及ぼしたとき、又は工事等により設備に影響が及ぶと判断されるときは、速やかに処置を施し、設備の保全に努めること。

5 保守点検回数

3か月に1回

6 業務報告及び書類の保管

業務報告書及び記録等を保管すること。また、市担当者から業務報告書の提出を求められた場合は直ちに応じること。

(4) 自家用電気工作物保守点検業務仕様書

1 目的

電気事業法に基づき、センターにおける電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を目的とする。

2 電気主任技術者の選任等

指定管理者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、電気事業法第43条に基づき、電気主任技術者の免状を持っている者を電気主任技術者として選任しなければならない。

ただし、7,000V以下で受電する需要設備等に係る事業場については、電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件に該当する者と、当該事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託契約を締結し、経済産業大臣の承認を受けた場合は、電気主任技術者を選任しないことができる。

3 法規等の遵守

業務の実施に当たっては、電気事業法、労働安全衛生法、電気工事士法、電気通信事業法、消防法、建築基準法、「電気設備に関する技術基準を定める省令」で定める技術基準（以下「技術基準」という。）、その他関連法規等を遵守すること。

4 保安管理業務の対象

需要設備

- ・設備容量 1,050kVA
- ・受電電圧 6,600V
- ・太陽電池発電設備 10kVA

5 業務内容

保安管理業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事の保安に関すること。
- (3) 電気工作物の点検、測定及び試験等に関すること。
- (4) 電気工作物の事故発生時等の対応に関すること。
- (5) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (6) 電気工作物の記録、引継ぎに関すること。

6 保安教育

- (1) 指定管理者の職員に対する電気工作物の保安に関する必要な事項についての講習会等を必要に応じて行うこと。
- (2) 指定管理者の職員に対する電気工作物の保安に関する教育、災害その他電気事故等が発生した場合の措置について訓練等を必要に応じて行うこと。

7 工事の保安

電気工作物の工事が行われる場合は、設計の協力、工事の立会い、工事期間中の点検及び竣工検査を行うこと。その際、技術基準への不適合又は不適合のおそれがある場合は、とるべき措置について指導又は助言を行うこと。

電気工作物以外の停電を伴う工事について市から要請を受けた場合は、必要に応じて工事の立会いを行うこと。

8 点検、測定及び試験等

指定管理者が実施する点検、測定及び試験等の基準は、**別記**のとおりとする。ただし、**別記**の「4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」及び「5 工事に関する点検、測定及び試験項目」に沿った設備機器がないものは本仕様に含まない。

点検、測定及び試験等を実施した結果、技術基準に適合しない項目や不具合があった場合、速やかに市に報告し、とるべき措置について指示又は助言を行うこと。

9 事故発生時等の対応

電気事故、その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市もしくは電力会社等から通知を受けたときに、指定管理者は、早急に出向して事故原因を探求し応急措置を施し、必要に応じて臨時点検を行うこと。また、再発防止についてとるべき措置を市に指示又は助言すること。電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、提出書類の作成及び報告の手続きを行うこと。

10 災害対策

台風、水害、地震等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、市からの要請に対し、迅速な対応が可能な体制をとること。

11 記録及び引継ぎ

(1) 記録

指定管理者は、次に掲げる保安全管理業務に関する記録を作成すること。指定管理者は、これらの記録を必要な期間保存するものとする。

ア 点検、測定及び試験の記録（月次点検時、年次点検時）

イ 電気事故に関する記録（都度）

ウ 主要設備機器の仕様や耐用年数等を記載した設備台帳並びにその補修記録（年次点検時）

(2) 引継ぎ

履行期間中に電気主任技術者を変更する場合、または履行期間の終了に伴い指定管理者が変更になる場合はこれらの記録及びその他必要事項を必要に応じて新たな電気主任技術者若しくは指定管理者に引継ぐこと。

12 立入検査

電気事業法第107条第3項に基づいて行われる立入検査がある場合は、市の通知に基づき、電気主任技術者が立会いを行うこと。

13 連絡体制

電気事故、災害発生等の緊急時に備え、24時間受付可能な連絡体制をとること。

14 九州産業保安監督部への届出

(1) 指定管理者は、その責任において手続き書類を作成し、指定管理期間の開始日以降速やかに、九州産業保安監督部長宛に電気事業法施行規則第53条第1項に定める書類を添え、保安全管理業務外部委託申請書（外部委託時に限る。）並びに保安規程届出書を提出

すること。また、承認後に申請書類の写しを提出すること。

(2) 電気主任技術者の変更、工事による設備の変更等の手続きについては、指定管理者の責任において行うこと。

15 業務報告

指定管理者は、点検終了後、速やかに点検結果を記載した報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。

また、事故発生時における応急処置、事故原因、再発防止策や技術基準に適合しない箇所等の措置について、市に速やかに報告すること。

年次点検報告書の提出時には以下の書類を添付すること。

- ・ 単線結線図
- ・ 構内配置図
- ・ 主要設備機器の設備台帳及び更新推奨時期

別記

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因究明等をいう。
- (4) 工事期間中の点検は、設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。
- (5) 竣工検査は、設置又は変更の工事が完成した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

2 点検の実施回数

(1) 月次点検、年次点検

ア 月次点検の実施回数は、毎月1回以上行うものとする。(ただし、指定管理者の負担により、絶縁監視装置を設置し、適正に維持管理する場合は2か月に1回)

イ 年次点検は、年に1回以上行うものとする。

(2) 臨時点検

必要の都度実施するものとする。

(3) 工事期間中の点検

工事期間中において毎週1回以上行うものとする。

(4) 竣工検査

工事完成後行うものとする。

3 点検の方法

- (1) 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、

音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

(3) 工事期間中の点検とは、上記(1)に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うことをいう。

4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受 電 設 備 (含む二次受電設備)	責任分界となる 開 閉 器 引 込 線 等 電線及び支持物 ケ ー ブ ル	外 観 点 検	○	○	必 要 の つ ど
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
	遮 断 器 開 閉 器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		※1 絶縁油の点検・試験		○	
		※1 内 部 点 検		○	
	断 路 器 電力用ヒューズ 避 雷 器 計 器 用 変 成 器 母 線 電力用コンデンサ その他高圧機器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	
		※1 絶縁油の点検・試験		○	
		※1 内 部 点 検		○	
	配 電 盤 及 び 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	
		電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
	受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		接 地 抵 抗 測 定		○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	必要のつど
電気使用場所の設備	電動機 電熱機 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
小出力発電設備	開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	非常用予備発電設備に準ずる	同左	同左	
	水力設備及び付属装置 風力設備及び付属装置 太陽電池及び付属装置 燃料電池及び付属装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
絶縁監視装置	接地装置 開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	
		外観点検	○	○	
		設定値確認・検知動作試験	○	○	
		自動伝送試験	○	○	
		設定値の誤差確認		○	

(注) ※1 を付した項目は、 負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。

5 工事に関する点検、測定及び試験項目

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
受 電 設 備 (含む二次受電設備)	責任分界となる 開 閉 器 引 込 線 等 電線及び支持物 ケ ー ブ ル	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		継 電 器 動 作 試 験		○
		継電器との結合動作試験		○
	遮 断 器 開 閉 器 断 路 器 電力用ヒューズ 避 雷 器 計 器 用 変 成 器 母 線 電力用コンデンサ その他高圧機器 変 圧 器	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		継 電 器 動 作 試 験		○
		継電器との結合動作試験		○
		※ 絶縁油の点検・試験		○
		※ 内 部 点 検		○
	配 電 盤 及 び 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		継 電 器 動 作 試 験		○
	受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
配電設備	開 閉 器 遮 断 器 変 圧 器 配 電 線 路 電線及び支持物 接 地 装 置	受 電 設 備 に 準 ず る	同左	同左
電気使用場所の設備	電 動 機 電 熱 機 電 気 溶 接 機 照 明 装 置 配線及び配線器具 その他機器類 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
絶縁監視装置		外 観 点 検	○	○

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
非常用 予備発電 設備（小出力 発電設備 含む）	原 動 機 及 び 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		保 護 装 置 動 作 試 験		○
		始 動 停 止 試 験		○
	発 電 機 及 び 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○
		発電電圧・周波数等測定		○
		観 察 点 検		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
	開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受 電 設 備 に 準 ず る	同左	同左
	水力設備及び付属装置	外 観 点 検	○	○
	風力設備及び付属装置	観 察 点 検		○
	太陽電池及び付属装置	絶 縁 抵 抗 測 定		○
	燃料電池及び付属装置			

(注) (1) 工事期間中の巡視、点検において、点検の一部又は全部を電気管理技術者等以外の者に実施させる場合は、電気管理技術者等の監督のもとに行い、その結果の記録を掲示し、電気管理技術者等からの指導、助言を受けるものとする。

(2) 竣工検査において、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を電気管理技術者等以外の者に実施させる場合は、電気管理技術者等に立ち合わせるとともに、点検、測定及び試験の結果の記録を掲示し、電気管理技術者等は必要に応じて指導、助言するものとする。

(3) ※を付した項目は必要が認められる場合に行う。

(5) 廃棄物処理業務仕様書

1 目的

施設から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な運搬及び処理を確実に実施することにより、資源のリサイクル循環に貢献し、地球環境及び生活環境への負荷を軽減することを目的とする。

2 業務の内容

(1) センターで発生し、処理する一般廃棄物及び産業廃棄物の種類並びに収集日等は、下表のとおりとする。

種類	処理周期（目安）	発生場所
可燃ごみ	週 2 回程度	管理事務所等のごみ
紙ごみ	週 2 回程度	管理事務所等のごみ

資源ごみ	月 2 回程度	管理事務所等のごみ
廃液及び汚泥	2 か月に 1 回程度	消毒槽（タイヤ洗い）の消毒液（土砂を含む。） ※毎月 2m ³ 程度発生
その他	必要に応じて	

(2) 処分先は、適正に処理可能な施設に持込み、処理するものとする。

(3) 産業廃棄物管理票は指定管理料に含まれる。

3 業務報告及び書類の保管

業務報告書及び記録（月毎・年度毎の廃棄物の排出量を記録）等を保管すること。また、市担当者から業務報告書の提出を求められた場合は直ちに应じること。

(6) 消防設備保守点検業務仕様書

1 目的

センターの消防用設備等の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、諸設備の耐久化を図ることを目的とする。

なお、本仕様書に記載されていない事項や内容の詳細については、建築保全センター発行「建築保全業務共通仕様書及び同解説」（最新版）及び一般仕様書によるものとする。

2 設備概要

別表「点検対象機器リスト」参照

3 業務内容

本業務は、施設の消防用設備等の機器点検、機器点検及び総合点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持を行うものである。

(1) 点検内容及び方法

消防用設備等の点検は、消防法第 17 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 6 の規定に基づき、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成 16 年消防庁告示第 9 号）」、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成 14 年消防予第 172 号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じて、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

なお、前述の法規及び告示等の改正については、関連する直近の通知に従うものとする。

・機器点検 1 回／6 か月

・総合点検 1回／1年（機器点検と合わせて行う）

消防法施行規則の一部改正（平成14年総務省令第105号）に伴う事項については、関係告示の定めるところによる。

(2) 点検の安全管理

指定管理者は、業務担当者の労働安全衛生に関する事項について、関係する法令等を遵守し業務を行うこと。

また、防火対象物の利用者及び通行人等の周囲の者に対する危害・迷惑防止を図るため、事前に市等と点検作業における日時・要領・仮設・安全管理等の協議を十分に行い実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(3) 点検の実施

ア 点検を行うに当たっては、施設の特性等を理解し、防火対象物の消防用設備等の設置届、試験結果報告書、設置時に作成された図書及び前年度の消防用設備等点検結果報告書等により、当該点検を行おうとする設備の概要及び状態等を十分に把握した上で、施設の運営に支障を与えないように実施すること。

イ 防火設備用の感知器点検は複合盤及び連動制御盤にて感知器と対象設備との連動を切り行うこと。

(4) 点検資格者

点検を行う者は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者とし、点検作業中は消防設備士免状等を携帯していること。（消防法第17条の3の3、第17条の13）

(5) 点検結果報告

点検結果報告書及び点検票は、関係告示等で定められている書式とする。ただし、各設備における各機器の数量表記については、設置場所・種別毎にまとめた一覧表を、各設備の点検票に添付すること。（以下「点検票」という。）

機器点検及び総合点検時の点検結果報告書（点検票を添付）を作成して所轄消防署に指定部数提出するとともに、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。

(6) 異常時の対処、臨時の措置

指定管理期間中及び点検時に、機器等に異常が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに市に連絡し対応法等について協議すること。

(7) 不良箇所への対応

ア 不良箇所を発見した時は、直ちに市に連絡し、不作動の範囲を極力縮小する。また、不良箇所であることを判別できるように印しておくこと。

イ 修理を要すると判断されるものがある場合は、不良原因を調査の上、報告書として市に提出し、その後の指示を受ける。

ウ 軽微な不具合（発信機アクリル板、各種ランプの取替、及びネジ緩みの増締めな

ど) については、指定管理者の負担において修理すること。

(8) 行事等への対応

防災訓練を実施する際は、施設関係者等に消防用設備等の目的・役割・機能・操作を教示すること。また消防査察の際、必要があれば立会いを行うこと。

(9) 提出書類

業務報告書（下記の書類を各々必要な時期に提出すること）

- ・ 点検結果報告書（機器点検） 2 部
- ・ 点検結果報告書（機器点検及び総合点検） 指定部数
- ・ 写真帳（点検状況および不良箇所） 1 部
- ・ 不良箇所一覧表 1 部
- ・ 不良箇所の修繕等に要する見積書 1 部
- ・ 特記仕様書（項目・数量等の変更がある場合、訂正すること） 1 部
- ・ 各設備の総合点検実施状況 1 部

別表「点検対象機器リスト」

機器名称	点検項目	点検周期	数量	備考
消火器	粉末（蓄圧式）	2 回/年	24 本	
自動火災 報知設備	受信機（P-2-3L）	2 回/年	1 個	
	差動式スポット型感知器	2 回/年	35 個	地上 7m の屋根裏 に設置
	総合盤（表示灯・音響機器・発信機）	2 回/年	2 個	
動力消防 ポンプ	可搬消防ポンプ	2 回/年	1 個	放水距離 100m
	水源（貯水槽）	2 回/年	1 式	20 トン
	放水試験	1 回/年	1 式	
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	1 回/年	1 式	

(7) 除草業務仕様書

1 目的

センター敷地内（法面を含む。）の除草を行い、体裁を整えることを目的とする。

2 業務内容

- (1) 年に2回以上、除草を行うこと。除草後の草は、重量を計量し、副資材保管棟の破碎設備で処理すること。破碎方法は、「第2章 第3.2(1)エ」による。
- (2) 除草剤等の薬剤は使用しないこと。
- (3) 刈払い機の使用は、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を受講した者に限ること。

3 業務報告及び書類の保管

業務報告書及び記録等を保管すること。また、市担当者から業務報告書の提出を求められた場合は直ちに应じること。

(8) AED（自動体外式除細動器）保守点検業務仕様書

1 目的

センター内のAEDが正常に使用可能な状態を保つことを目的とする。

2 業務内容

- (1) AEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認し記録するものとして点検担当者を置き、日常点検等を実施すること。
- (2) 必要に応じ、研修会を開催し、AEDの操作方法を習得すること。

3 業務報告及び書類の保管

業務報告書及び記録等を保管すること。また、市担当者から業務報告書の提出を求められた場合は直ちに应じること。

(9) 合併浄化槽保守点検業務仕様書

1 目的

センターに設置した合併浄化槽を定期的に保守点検及び清掃を行い、正常かつ良好な状態を維持することを目的とする。

なお、本仕様書に記載されていない事項や内容の詳細については、建築保全センター発行「建築保全業務共通仕様書及び同解説」（最新版）及び一般仕様書による。

2 履行場所及び点検対象物等

指定管理者が実施する業務の履行場所及び点検対象物等は、別表1のとおりとする。

別表1. 履行場所及び点検対象物等

履行場所	処理 方式	人槽	点検周期	引抜数	清掃 引抜量	法定検査点検周期 (浄化槽法11条関係)
管理事務所裏	接触 ろ床	10人	1回/ 2か月	1回/ 8か月	3,000L/ 回	1年

※点検周期に合わせて行う点検は、すべて定期点検として実施すること。

※浄化槽法第 11 条検査を前回受検日から 1 年以内に受検すること。

3 業務の概要

業務は、熊本市浄化槽取扱要綱に基づき、誠意を持って下記の項目を実施するものとする。

- (1) 各装置、機器類を運転すること。
- (2) 各装置、機器類の機能の整備・点検を実施すること。
- (3) 点検の結果に基づき、必要に応じて調整を行うこと。
- (4) 点検、調整の結果により、補修の必要があるときは、市に報告するとともに適切な処置をしなければならない。
- (5) 水質検査の項目及び回数は別表 2 のとおりとし、該当機種に適用する。

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 11 条に基づく法定検査を受検すること。

別表 2. 水質検査（合併浄化槽）

種別	項目	検査 頻度	備考
50 人槽 以下	外観、臭気、透明度、 水温、pH、D0、亜硝 酸、残留塩素	1 回/ 2 か月	1 処理性能以内の放流水質で管理すること 2 受託者において、検査できない項目につい ては環境計量証明事業所に依頼すること

4 保守点検及び清掃の基準

- (1) 保守点検は、浄化槽法第 4 条第 7 項の規定による保守点検の技術上の基準に基づき行うこと。
- (2) 保守点検の作業箇所及び作業内容は、熊本市浄化槽取扱要綱第 10 条に定める熊本市浄化槽保守点検要領第 5 条に基づき行うこと。
- (3) 清掃は、浄化槽法第 4 条第 8 項の規定による清掃の技術上の基準に基づき行うこと。
- (4) 清掃の作業箇所及び作業内容は、熊本市浄化槽取扱要綱第 11 条に定める熊本市浄化槽清掃要領第 4 条に基づき行うこと。

5 衛生管理

指定管理者は、点検時に浄化槽施設及び周囲の清潔維持に努めること。

6 その他

点検調整費（点検調整に伴う小修理等を含む）、滅菌薬品費、水質検査費、清掃作業費及び諸経費は指定管理料に含むものとする。

7 その他

- (1) 業務完了後は、その都度、点検結果報告書及び清掃記録票等を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに应じること。なお、点検時・清掃時・交換部品等の写真については、市の指示による。
- (2) 異常が発見された場合は、速やかに市に報告し協議の上、適切な処置を行うこと。

(3) 下水道直結の際の内容変更等は、随時指示する。

(10) 固液分離設備保守点検業務仕様書

1 目的

センターの固液分離設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりである。

設備名称	メーカー (型式)	設置場所	台数	日常 点検	定期 点検
固液分離設備	エム・エス・ケー農業機械 (PSS-1.2)	堆肥製造棟	2 式	作業前	年 2 回

(2) 点検方法

ア 日常点検は、設備の外観、運転音、振動、排出される固形物の性状、分離液量等の点検を行い、また、必要に応じて、給油及び適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

イ 定期点検は、年に 2 回、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員により、以下の事項について点検を行い、必要に応じて、給油、適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

- ・ 設備の外観
- ・ 固液分離機の状態
- ・ カッターポンプの状態
- ・ 攪拌用ポンプの状態
- ・ 油圧手動アームリフトの状態
- ・ 手動チェーンブロックの状態
- ・ 制御盤の状態
- ・ 電圧、電流、絶縁測定

(3) 年間定期点検作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、年度当初に点検作業における日時・要領・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

(4) 定期交換部品及び交換

下表に示す頻度で交換する定期交換部品及びその他小部品並びにその交換作業は、指定管理者の負担とする。

なお、※印は、定期交換部品及びその他小部品は指定管理者の負担とし、交換作業は修繕費として取り扱う。

設備詳細	定期交換部品	交換頻度
セパレーター (2 台)	スクリーン	1 台につき 1 回/5 年間
	ギアードモーター※	1 台につき 1 回/5 年間
	スクリュウオーガー	1 台につき 1 回/5 年間
	ガasket シール	1 台につき 3 回/5 年間
	バイブレーター※	1 台につき 1 回/5 年間
	リング	1 台につき 1 回/5 年間
攪拌ポンプ・カッターポンプ (計 4 台)	インペラー	1 台につき 1 回/1 年間
	メカニカルシール (内外)	1 台につき 1 回/1 年間
	ボトムケーシング	1 台につき 1 回/2 年間
	ラインエース	1 台につき 1 回/2 年間
	ケーブル	1 台につき 1 回/1 年間
	ベアリング	1 台につき 1 回/1 年間

(5) 異常・故障時の対処、臨時の措置

保守点検中及び稼働中に、機器に異常が認められた場合若しくは、故障により停止した場合等は業務に支障の無いよう直ちに必要な措置・修理を行うこととともに、速やかに市に連絡し対応策等について協議すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

ア 点検に必要な工具、計測機器等の機材及び点検用足場等は、指定管理者の負担とする。

イ 保守に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、指定管理者の負担とする。(保守点検に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、スケール除去剤、グリース、ミッションオイルその他これらに類するものとし、保守の範囲を越える部品交換等が生じた場合は修繕費として取扱う。)

ウ 清掃に必要な資機材は、指定管理者の負担とする。

(3) 機器の清掃

点検作業が終了したときは、必要に応じて、点検対象機器の外表面及びその周囲を入念に清掃するものとし、現場の整理整頓に努めること。

4 業務報告

指定管理者は、作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。業務報告書には、各種点検記録、作業写真及び実施した

機器の修理交換記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(11) スクリュー型発酵攪拌設備保守点検業務仕様書

1 目的

センターのスクリュー型発酵攪拌設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりである。

設備名称	メーカー (型式)	設置場所	台数	日常 点検	定期点検
スクリュー型 発酵攪拌設備	天神製作所 (4 軸式)	堆肥製造棟	2 式	作業前	2 か月に 1 回

(2) 点検方法

ア 日常点検は、設備の外観、運転音、振動等の点検を行い、また、必要に応じて、給油及び適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

イ 定期点検は、2 か月に 1 回、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員により、以下の事項について点検を行い、必要に応じて、給油、適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

- ・設備の外観
- ・スクリュー型発酵攪拌機（走行部及び横行部を含む。）の状態
- ・ブロア（7.5 kW（1 台）、2.5 kW（2 台））の状態
- ・通気管の状態
- ・制御盤の状態
- ・電圧、電流、絶縁測定

(3) 年間定期点検作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、年度当初に点検作業における日時・要領・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

(4) 定期交換部品及び交換

下表に示す頻度で交換する定期交換部品及びその他小部品並びにその交換作業は、指定管理者の負担とする。

設備詳細	定期交換部品	交換頻度
スクリー型発酵攪拌設備（2台）	攪拌スクリー棒	1台につき4本/5年間
	軸受	1台につき1回/5年間
	攪拌軸	1台につき1回/5年間
	耐熱ホース、グリスホース	1台につき1回/5年間
	ギヤ類	1台につき1回/5年間
	走行車輪	1台につき4個/5年間
	走行ガイド車	1台につき1個/5年間
	横行車輪、シャフト	1台につき2個/5年間
	ラックレール	1台につき10個/5年間
	スプロケット	1台につき1個/5年間
	リミットスイッチ類	1台につき3個/5年間
	チェーン類	1台につき1個/5年間
	モーター	1台につき1個/5年間
	油圧ユニット電動弁	1台につき1回/5年間
	油圧シリンダー、ホース	1台につき1回/5年間
	攪拌機制御盤部品	1台につき1回/5年間
	電線用滑車	1台につき5個/5年間
屋外送風機（3台）	送風機（本体）	3台のうち1台/5年間
	送風機電動弁	1台につき1回/5年間
	送風機制御盤部品	1台につき1回/5年間

(5) 異常・故障時の対処、臨時の措置

保守点検中及び稼働中に、機器に異常が認められた場合若しくは、故障により停止した場合等は業務に支障の無いよう直ちに必要な措置・修理を行うこととともに、速やかに市に連絡し対応策等について協議すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

ア 点検に必要な工具、計測機器等の機材及び点検用足場等は、指定管理者の負担とする。

イ 保守に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、指定管理者の負担とする。（保守点検に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、グリース、オイルその他これらに類するものとし、保守の範囲を越える部品交換等が生じた場合は修繕費として取扱う。）

ウ 清掃に必要な資機材は、指定管理者の負担とする。

(3) 機器の清掃

点検作業が終了したときは、必要に応じて、点検対象機器の外表面及びその周囲を念に清掃するものとし、現場の整理整頓に努めること。

4 業務報告

指定管理者は、作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。業務報告書には、各種点検記録、作業写真及び実施した機器の修理交換記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(12) 破砕設備保守点検業務仕様書

1 目的

センターの破砕設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりである。

設備名称	設置場所	メーカー (型式)	台数	日常 点検	定期 点検
破砕設備	副資材 保管棟	アーステクニカ (一軸破砕機：MR6/24SVC) (植繊機：SM30-110)	1 式	作業前	年 3 回

(2) 点検方法

ア 日常点検は、設備の外観、運転音、振動、排出される副資材の性状及び量等の点検を行い、また、必要に応じて、給油及び適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

イ 定期点検は、年に 3 回、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員により、以下の事項について点検を行い、必要に応じて、給油、適切な調整、溶接、研磨、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

なお、植繊機については、別途、指定管理期間中（令和 10 年度以降を想定）にオーバーホールを 1 回実施すること。

- ・ 設備の外観
- ・ 一軸破砕機の状態

- ・植織機の状態
- ・定量供給装置の状態
- ・磁力・風力選別機の状態
- ・コンベアの状態
- ・制御盤の状態
- ・電圧、電流、絶縁測定

(3) 年間定期点検作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、年度当初に点検作業における日時・要領・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

(4) 定期交換部品

下表に示す頻度で交換する定期交換部品及びその他小部品並びにその交換作業は、指定管理者の負担とする。

なお、※印は、定期交換部品及びその他小部品は指定管理者の負担とし、交換作業は修繕費として取り扱う。

設備詳細	定期交換部品	交換頻度
一軸破碎機	回転刃	144 個/5 年間
	回転ホルダ	72 個/5 年間
	固定刃①	8 個/5 年間
	固定刃②	8 個/5 年間
	プッシャーガイドプレート	12 個/5 年間
	フレームスクレーパー	4 個/5 年間
	プッシャ上面プレート	8 個/5 年間
	プッシャ側面プレート	8 個/5 年間
	前面スクレーパー	4 個/5 年間
	側面スクレーパー	4 個/5 年間
	油圧シリンダ（プッシャ用）※	1 個/5 年間
植織機	シャーナイフ	4 個/1 年間
	トップカバー	2 個/1 年間
	プッシュ	2 個/1 年間
	小スクリュウ	2 個/1 年間
	シリンダエンド	1 個/5 年間 (年に1回肉盛溶接補修を すること。)
	抵抗ピン	6 個/1 年間
	ロックナット	2 個/1 年間

	カラー	2 個/1 年間
	ライナ小	8 個/1 年間
定量供給機	掻き落としバー、チェン※	1 回/5 年間
風力選別機	供給バルブゴム板	3 回/5 年間
集塵機	ろ布	1 回/2 年間

(5) 異常・故障時の対処、臨時の措置

保守点検中及び稼働中に、機器に異常が認められた場合若しくは、故障により停止した場合等は業務に支障の無いよう直ちに必要な措置・修理を行うこととともに、速やかに市に連絡し対応策等について協議すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

ア 点検に必要な工具、計測機器等の機材及び点検用足場等は、指定管理者の負担とする。

イ 保守に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、指定管理者の負担とする。(保守点検に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、オイル、グリースその他これらに類するものとし、保守の範囲を越える部品交換等が生じた場合は修繕費として取扱う。)

ウ 清掃に必要な資機材は、指定管理者の負担とする。

(3) 機器の清掃

点検作業が終了したときは、必要に応じて、点検対象機器の外表面及びその周囲を入念に清掃するものとし、現場の整理整頓に努めること。

4 業務報告

指定管理者は、作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。業務報告書には、各種点検記録、作業写真及び実施した機器の修理交換記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(13) 脱臭設備保守点検業務仕様書

1 目的

センターの脱臭設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりである。

設備名称	設置場所	能力	台数	日常点検	定期点検
脱臭設備 (送風機)	堆肥製造棟	11 k w	1 台	稼働中	年 1 回
脱臭設備 (送風機)	堆肥保管棟	2.2 k W	13 台	稼働中	年 1 回

(2) 点検方法

ア 日常点検は、設備の外観、運転音、振動等の点検を行い、また、必要に応じて、給油及び適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

イ 定期点検は、年に 1 回、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員により、以下の事項について点検を行い、必要に応じて、給油、適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

- ・外観の確認
- ・運転音
- ・振動
- ・温度
- ・ベルト管理
- ・制御盤の状態
- ・電圧、電流、絶縁測定

(3) 年間定期点検作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、年度当初に点検作業における日時・要領・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

(4) 異常・故障時の対処、臨時の措置

保守点検中及び稼働中に、機器に異常が認められた場合若しくは、故障により停止した場合等は業務に支障の無いよう直ちに必要な措置・修理を行うこととともに、速やかに市に連絡し対応策等について協議すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

ア 点検に必要な工具、計測機器等の機材及び点検用足場等は、指定管理者の負担とする。

イ 保守に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、指定管理者の負担とする。(保守点検

に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、グリース、駆動ベルト（１式）その他これらに類するものとし、保守の範囲を越える部品交換等が生じた場合は修繕費として取扱う。）

ウ 清掃に必要な資機材は、指定管理者の負担とする。

(3) 機器の清掃

点検作業が終了したときは、必要に応じて、点検対象機器の外表面及びその周囲を念に清掃するものとし、現場の整理整頓に努めること。

4 業務報告

指定管理者は、作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに应じること。業務報告書には、各種点検記録、作業写真及び実施した機器の修理交換記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(14) 袋詰設備保守点検業務仕様書

1 目的

センターの袋詰設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりである。

設備名称	設置場所	メーカー (型式)	台数	日常 点検	定期 点検
袋詰設備	堆肥保管棟	ニューロン工業 (3CM-52G)	1 式	作業前	年 1 回

(2) 点検方法

ア 日常点検は、設備の外観、運転音、振動等の点検を行い、また、必要に応じて、給油及び適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

イ 定期点検は、年に 1 回、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員により、以下の事項について点検を行い、必要に応じて、給油、適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

- ・設備の外観
- ・原料供給ホッパーの状態
- ・コンベアの状態

- ・除鉄マグネットの状態
- ・振動篩の状態
- ・エアコンプレッサーの状態
- ・エアドライヤーの状態
- ・サイクロン集塵機の状態
- ・計量機の状態
- ・制御盤の状態
- ・電圧、電流、絶縁測定

(3) 年間定期点検作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、年度当初に点検作業における日時・要領・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

(4) 定期交換部品

下表に示す頻度で交換する定期交換部品及びその他小部品並びにその交換作業は、指定管理者の負担とする。

設備詳細	定期交換部品	交換頻度
自動包装機	開口吸盤	2 回/1 年間
	プレート	2 回/1 年間
	クランプゴム	1 回/1 年間
	熱電対	3 回/1 年間
	テフロンテープ	15 本/1 年間
	真空フィルター	1 回/1 年間
	真空ポンプフィルター エレメント	1 回/1 年間
	集塵機フィルター	2 回/5 年間
	シーケンサバッテリー	1 回/1 年間
堆肥供給装置	コンベアベルト (5 本)	1 回/5 年間

(5) 異常・故障時の対処、臨時の措置

保守点検中及び稼働中に、機器に異常が認められた場合若しくは、故障により停止した場合等は業務に支障の無いよう直ちに必要な措置・修理を行うこととともに、速やかに市に連絡し対応策等について協議すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

ア 点検に必要な工具、計測機器等の機材及び点検用足場等は、指定管理者の負担とする。

イ 保守に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、指定管理者の負担とする。(保守点検に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、グリース、オイルその他これらに類するものとし、保守の範囲を越える部品交換等が生じた場合は修繕費として取扱う。)

ウ 清掃に必要な資機材は、指定管理者の負担とする。

(3) 機器の清掃

点検作業が終了したときは、必要に応じて、点検対象機器の外表面及びその周囲を念に清掃するものとし、現場の整理整頓に努めること。

4 業務報告

指定管理者は、作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。業務報告書には、各種点検記録、作業写真及び実施した機器の修理交換記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(15) 周辺環境調査・水質検査業務仕様書

1 目的

センターの稼動による周辺環境への影響、及びセンターで利用する地下水の衛生状態を把握するため、本仕様書により、業務の明確化を図り、業務を円滑に実施するものとする。

2 調査内容

(1) 調査項目

調査項目及びその詳細は、次のとおりである。

調査項目	回数	地点数	測定項目	測定方法
騒音	年1回	4 地点 ／回	昼及び夜間（各時間帯の2時間の各10分評価）	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に定める方法」（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）
振動	年1回	2 地点 ／回	昼及び夜間（各時間帯2時間の各10分評価）	「振動規制法の施行について」に定める方法（昭和51年12月1日環大特154号）

排水	年 1 回	1 検体 ／回	pH、BOD、SS、ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量、大 腸菌群数、三態窒素	「排水基準を定める省令の規定に 基づく環境大臣が定める排水基準 に係る検定方法」（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示 64 号）
悪臭	年 2 回	2 地点 ／回	悪臭防止法施行令第 1 条に規定す る特定悪臭物質全 22 物質	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭 和 47 年環告 9 号）
地下水	年 1 回	1 検体 ／回	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩 化物イオン、有機物（全有機炭素 （TOC）の量）、pH 値、味、臭気、 色度、濁度、残留塩素	水質基準に関する省令の規定に基 づき厚生労働大臣が定める方法（ 平成 15 年厚生労働省告示第 261 号） （なお、残留塩素は、「水道法施行 規則第 17 条第 2 項の規定に基づき 厚生労働大臣が定める遊離残留塩 素及び結合残留塩素の検査方法」（ 平成 15 年厚生労働省告示第 318 号） により、消毒処理後の水について、 分析を行う。）

(2) 調査方法

(1)に示した調査項目について、環境計量証明事業所及び建築物環境衛生管理事業県知事登録業者に依頼して調査を行うこと。

(3) 調査結果への対処、臨時の措置

調査の結果、基準値等を超過が認められた場合は、速やかに市と対応策等について協議し、対応策を実施すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

調査に必要な工具、計測機器等の機材及び点検用足場等は、指定管理者の負担とする。

4 業務報告

指定管理者は、調査業務終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。業務報告書には、必ず環境計量証明書等の調査結果、写真及び測定記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(16) 重機保守点検業務仕様書

1 目的

センターで使用する重機の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、重機の耐久化を図ることを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検対象重機

点検対象重機は、次のとおりである。

重機名称	台数	日常点検	月次検査	定期点検	特定自主検査	備考
ショベルローダー (1.6m ³)	1台	作業前	月1回	年1回	年1回	荷重1トン以上
ショベルローダー (0.9m ³)	1台	作業前	月1回	年1回	年1回	荷重1トン以上
バックホウ	1台	作業前	月1回	年1回	年1回	・機体重量 3トン以上 ・クラブ付き
フォークリフト	1台	作業前	月1回	年1回	年1回	・電動式 ・荷重1トン以上

(2) 保守点検方法

ア 日常点検では、作業開始前に労働安全衛生規則に規定する重機ごとの項目について、点検を行い、必要に応じて、給油及び適切な調整、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

イ 月次検査では、月に1回、労働安全衛生規則に規定する重機ごとの項目について、検査を行い、必要に応じて、給油及び適切な調整、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

ウ 定期点検では、専門の技術員により、イの項目について、点検を行い、必要に応じて、給油及び適切な調整、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

エ 特定自主検査では、有資格者により、労働安全衛生規則に規定する重機ごとの項目について、検査を行い、必要に応じて、給油及び適切な調整、消耗品及びそれに準

ずる小部品の取替えを行う。

(3) 年間保守点検作業計画

年度当初に点検作業における日時・要領・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

(4) タイヤ交換

ショベルローダー2台及びフォークリフト1台のタイヤ交換を消耗状況に応じ、指定管理期間中に1回実施すること。タイヤの費用は指定管理者の負担とし、交換作業は修繕費として取り扱う。

(5) 異常・故障時の対処、臨時の措置

保守点検時に、機器に異常が認められた場合若しくは、故障により停止した場合等は業務に支障の無いよう直ちに必要な措置・修理を行うこととともに、速やかに市に連絡し対応策等について協議すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

ア 保守点検に必要な工具、計測機器等の機材及び点検用足場等は、指定管理者の負担とする。

イ 保守点検に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、指定管理者の負担とする。(保守点検に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、フィルター、パッキン、Oリング、表示灯、ヒューズ、潤滑油、グリース、充填油、エレメント、冷却水、オイルシール、ワッシャーその他これらに類するものとし、保守の範囲を越える部品交換等が生じた場合は修繕費として取り扱う。)

ウ 清掃に必要な資機材は、指定管理者の負担とする。

(3) 機器の清掃

保守点検作業が終了したときは、必要に応じて、点検対象機器の外表面及びその周囲を入念に清掃するものとし、現場の整理整頓に努めること。

4 業務報告

指定管理者は、保守点検作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。業務報告書には、各種点検記録(労働安全衛生規則に規定する事項を含む。以下同じ。)、作業写真及び実施した機器の修理交換記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ

事故防止に努めること。

(17) 堆肥散布機器保守点検業務仕様書

1 目的

センターで使用する堆肥散布機器の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、重機の耐久化を図ることを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検対象機器

点検対象機器は、次のとおりである。

機器名称	設置場所	メーカー (型式)	台数	日常 点検	定期 点検	備考
堆肥散布機器	車庫	デリカ (DM-2050B)	2 台	作業前	年 1 回	車載型

(2) 点検方法

ア 日常点検は、機器の外観、運転音、振動等の点検を行い、また、必要に応じて、給油及び適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

イ 定期点検は、年に 1 回、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員により、以下の事項について点検を行い、必要に応じて、給油、適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

- ・機器の外観
- ・コンベアの状態
- ・パワーゲートの状態
- ・エンジンの状態
- ・モーターの状態
- ・制御装置の状態

(3) 年間定期点検作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、年度当初に点検作業における日時・要領・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

(4) 異常・故障時の対処、臨時の措置

保守点検中及び稼働中に、機器に異常が認められた場合若しくは、故障により停止した場合等は業務に支障の無いよう直ちに必要な措置・修理を行うこととともに、速やかに市に連絡し対応策等について協議すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

ア 点検に必要な工具、計測機器等の機材及び点検用足場等は、指定管理者の負担とする。保守に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、指定管理者の負担とする。（保守点検に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、グリース、シャープピン、チェーン、エレメント、駆動ベルトその他これらに類するものとし、保守の範囲を越える部品交換等が生じた場合は修繕費として取扱う。）

イ 清掃に必要な資機材は、指定管理者の負担とする。

(3) 機器の清掃

点検作業が終了したときは、必要に応じて、点検対象機器の外表面及びその周囲を入念に清掃するものとし、現場の整理整頓に努めること。

4 業務報告

指定管理者は、作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。業務報告書には、各種点検記録、作業写真及び実施した機器の修理交換記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(18) トラックスケール設備保守点検業務仕様書

1 目的

センターで使用するトラックスケール設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、重機の耐久化を図ることを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりである。

設備 名称	設置 場所	メーカー (型式)	台数	日常 点検	定期 点検	検定	備考
トラック スケール 設備	管理事 務所横	鎌長製衡(株) (マルチロー ドセル式)	1 式	毎日	年 1 回	2 年に 1 回 ※	・ひょう量 30 トン ・埋込み式

※検定は令和 9 年度（2027 年度）、令和 11 年度（2029 年度）及び令和 13 年度（2031 年度）に受検すること。

(2) 点検方法

ア 日常点検は、設備の外観、指示計、操作ポスト、プリンター等の点検を行い、また、必要に応じて、適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取

替えを行う。

イ 定期点検は、年に 1 回、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員により、以下の事項について点検を行い、必要に応じて、適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

- ・設備の外観
- ・トラックスケールの状態
- ・ロードセルの状態
- ・接続箱（和算箱）の状態
- ・指示計端末及び操作ポストの状態
- ・プリンターの状態

ウ 検定は、熊本市計量検査所に依頼し、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員の立会のもと、実施すること。

なお、検定日前日に検定に必要な分銅を運搬し、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員により、イの各事項について点検を行い、必要に応じて、適切な調整、分解・清掃、消耗品及びそれに準ずる小部品の取替えを行う。

(3) 異常・故障時の対処、臨時の措置

保守点検中及び稼働中に、機器に異常が認められた場合若しくは、故障により停止した場合等は業務に支障の無いよう直ちに必要な措置・修理を行うこととともに、速やかに市に連絡し対応策等について協議すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

ア 点検等に必要な工具、計測機器等の機材及び点検用足場、検定費用、分銅運搬等は、指定管理者の負担とする。

イ 保守に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、指定管理者の負担とする。（保守点検に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、インクリボン、用紙その他これらに類するものとし、保守の範囲を越える部品交換等が生じた場合は修繕費として取扱う。）

ウ 清掃に必要な資機材は、指定管理者の負担とする。

(3) 機器の清掃

点検作業が終了したときは、必要に応じて、点検対象機器の外表面及びその周囲を入念に清掃するものとし、現場の整理整頓に努めること。

4 業務報告

指定管理者は、作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。業務報告書には、各種点検記録、作業写真及び実施した

機器の修理交換記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(19) 電動シャッター等保守点検業務仕様書

1 目的

センターの電動シャッター等の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、設備の耐久化を図ることを目的とする。

2 保守点検

(1) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりである。

設備名称	メーカー (寸法、台数)	設置 場所	日常点検	定期点 検
電動シャッター	三和シャッター (株) (4m×4m×1 台)	堆肥製造棟	稼働中	年 1 回
シートシャッター	三和シャッター (株) (①7.2m×4m×1 台) (②4m×4m×2 台)		稼働中	
ビニールカーテン	(株) ユニフロー (10m～8m×5m×4 台)		稼働中	

(2) 点検方法

ア 日常点検は、設備の外観、運転音、振動等の点検を行い、また、必要に応じて、給油及び適切な調整、分解・清掃を行う。

イ 定期点検は、年に 1 回、製造業者、納品業者又はこれらと同等とみなせる専門の技術員により、以下の事項について点検を行い、必要に応じて、給油、適切な調整、清掃を行う。

- ・外観の確認
- ・機能・作動

(3) 年間定期点検作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、年度当初に点検作業における日時・要領・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

(4) 異常・故障時の対処、臨時の措置

保守点検中及び稼働中に、機器に異常が認められた場合若しくは、故障により停止した場合等は業務に支障の無いよう直ちに必要な措置・修理を行うこととともに、速

やかに市に連絡し対応策等について協議すること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

ア 点検に必要な高所作業車、工具、計測機器等の機材及び点検用足場等は、指定管理者の負担とする。

イ 保守点検に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、指定管理者の負担とする。（保守の範囲を越える部品交換等が生じた場合は修繕費として取扱う。）

ウ 清掃に必要な資機材は、指定管理者の負担とする。

(3) 機器の清掃

点検作業が終了したときは、必要に応じて、点検対象機器の外表面及びその周囲を念に清掃するものとし、現場の整理整頓に努めること。

4 業務報告

指定管理者は、作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。業務報告書には、各種点検記録、作業写真及び実施した機器の修理交換記録を添付すること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

(20) スラリー槽清掃業務仕様書

1 目的

センターのスラリー槽及び地下貯留槽の性能を維持し、槽内を常に良好な状態を保つことを目的とする。

2 清掃業務

(1) 清掃施設

清掃施設の概要は、次のとおりである。

設備名称	設置場所	台数	寸法	清掃作業
スラリー槽	堆肥製造棟	1 槽	実容量 220m ³	年 2 回
地下貯留槽	堆肥製造棟	1 槽	実容量 200m ³	1 回/5 年

(2) 清掃方法

ア 清掃作業は、受入に支障が無いよう調整した日時及び期間で実施すること。また、作業前までにスラリー槽及び地下貯留槽に貯留されたスラリー及び液状物を減らす

こと。

イ 清掃作業の内容は次のとおりである。

- ・槽内の沈殿物の汲み取り
- ・槽内への貯水

ウ 沈殿物は、堆肥製造棟で水分調整し堆肥化を行うこと。

エ 清掃作業の実施については、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等関係法令を遵守し、安全対策を十分に講じた上で、作業等に当たること。

(3) 年間清掃作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、清掃作業における日時・要領・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

3 一般事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、適用を受ける法令、規則及び基準等で、関連のある事項については、これを遵守すること。

(2) 指定管理者の負担範囲

清掃作業に必要な作業車、設備、工具、資材等の機材及び足場等は、指定管理者の負担とする。

4 業務報告

指定管理者は、作業終了後、業務報告書を作成・保管し、市担当者から提出を求められた場合は直ちに応じること。

5 業務の安全衛生管理

安全衛生に関する事項については、指定管理者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。